

○鳥羽市事業所用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成28年4月1日告示第39号

改正

平成30年2月23日告示第5号

鳥羽市事業所用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する事業所用浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上、放流水のBOD1リットル分の20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。

(2) 事業所等 主に事業の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を事業の用に供する建物をいう。

(補助金の交付)

第3条 市は、別図に定める妙慶川への流入区域において、事業所等に浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法

律第201号) 第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 補助事業の年度内に浄化槽を設置することができない者

(3) 販売の目的で、浄化槽付建物を建築(改装を含む。以下同じ。)する者

(4) 事業所等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(補助金額)

第4条 第1条に規定する補助金の額は、別表に定める額を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、鳥羽市補助金等交付規則(昭和49年規則第7号。以下「規則」という。)第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 建築確認通知書及び浄化槽調書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

(2) 設置場所の付近見取図及び配置図

(3) 事業所等を借りている者は、賃貸者の承諾書

(4) 工事請負契約書の写し

(5) 国庫補助指針が適用されるものにあつては、適合していることを証明する書類

(6) その他市長が必要と認めた書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業が完了したときは、規則第10条の補助事業等実績報告書のほかに次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽設置工事の状況を示す書類

(2) 設置工事現場の確認を証する書類

(3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら該当浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては自ら行うことができることを証明する書類)

(4) 浄化槽法定点検依頼書の写し

(5) その他必要とする書類

(その他)

第7条 市長は、補助事業を適正に執行するため、関係職員により浄化槽の設置工場の状況を施工の現場において確認することができる。

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に市長の定めるところによる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換

人槽区分	設置費補助額	撤去費補助額	配管費補助額
5人槽	332,000円	90,000円	60,000円
6～7人槽	414,000円		
8人槽以上	548,000円		

別図（第3条関係）

